

特定施設関係の規制区域と規制基準

<騒音>

区域	時間				都市計画法に基づく用途地域
	昼間	朝・夕		夜間	
		朝	夕		
	午前8時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午前8時	午後7時 ～ 午後10時	午後10時 ～ 翌日午前6時	
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル	45デシベル	第1種低層住居専用地域
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	65デシベル	65デシベル	50デシベル	50デシベル	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	70デシベル	70デシベル	65デシベル	65デシベル	工業地域

(平成17年9月30日鳥取市告示第324号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

<鳥取県公害防止条例による深夜騒音>

【全ての事業場等からの騒音及び拡声機を使用する場合の騒音】

区域	時間		都市計画法に基づく用途地域
	午後10時～翌日午前6時		
第1種区域	45デシベル	45デシベル	第1種低層住居専用地域
第2種区域	45デシベル	45デシベル	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	50デシベル	50デシベル	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	65デシベル	65デシベル	工業地域
	45デシベル	45デシベル	工業専用地域、臨港地区内の 分区及び工業のための埋め立て 地以外の地域

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

<振動>

区域	時間		都市計画法に基づく用途地域
	昼間	夜間	
	午前8時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 翌日午前8時	
第1種区域	60デシベル	55デシベル	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	65デシベル	60デシベル	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(平成17年9月30日鳥取市告示第321号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。